

2005年12月9日には被害からの回復の厳しさを伝えました。誰がいつ犯罪の被害者になるかもしれない中で、被害者の方々による訴えによって被害からの回復を自己負担で進めなくてはならない厳しい現実が浮き彫りになりました。国の給付金が十分ではなく困窮に陥る家族が少なくない中で、犯罪被害者の会は被害者の治療費、カウンセリング費用などの無償化なども含め、事件前の平穏な生活を被害者や被害者の家族が取り戻すことができるよう途切れのない補償制度に向けても動いていました。

「あすの会」の活動によって2004年に生まれた犯罪被害者等基本法には、被害者の権利が明確に規定され、司法制度の改革が実現するなど大変大きな成果につながりました。

今では希望すれば裁判の場で被害者は被告に質問したり、検察官と同じように求刑することができるなど2011年3月3日に放送した番組では司法の常識が変わったことを強く印象づける裁判風景を伝えることができました。

「あすの会」の解散によって、被害者の方々を中心となって社会を変えていくという進め方はひとつの区切りを迎えることとなります。

今後はこれまでの被害者の方々ご自身の運動や想

いを社会全体で引き継いで、残された課題の解決を進めなくてはなりません。そのためにもメディアは被害者の方々の声を直接伺い、被害者の方々が抱えている悩みや課題についてもっともっと掘り下げ、それを社会全体に伝えるということをより一層行っていかななくてはならない。置き去りにされる、取り残される被害者がいなくなるために、今、メディアに関わってきた者としてそのように思います。



設立から解散まで

顧問 岡村 勲

本日は、上川法務大臣をはじめ多くの方々にご臨席いただき、まことにありがとうございます。あすの会は、本日をもって解散することになりました。

今この壇上に立ちますと、18年前に当会を設立してから今日までのことが思い出されて、感慨無量なるものがあります。

1. あすの会設立当時の犯罪被害者の立場

弁護士になって39年目の1997年10月、理不尽な犯罪によって妻を失い、初めて被害者の置かれた悲惨な状況を知りました。当時の被害者は、社会からは好奇と偏見の目で見られて外出もままならず、一家の働き手を失い生活に困っても、国から僅かの見舞金のようなものが出るだけで、どこからの支援もなく、身体も、心も、生活の面でも苦しみ抜いておりました。

刑事司法の分野も同様でした。憲法には、加害者の

人権を守る規定は10か条もありますが、被害者のための規定は1条もありません。しかも最高裁判所は「捜査や裁判は公の秩序維持のためにするもので、被害者のためにしているのではない」と被害者を切り捨てていました。被害者が応報感情を持つのは当然です。

被害者が捜査や裁判に協力する理由は唯ひとつ。国に敵討ちして貰いたいと思うからです。「被害者のために裁判をしない」と突き放すのなら、仇討権を被害者に返すべきです。

2. あすの会の設立

1998年12月、私は「司法の扉 被害者に開け」という論文を読売新聞に発表しました。「被害者が、検察官と同等の立場で裁判に参加する公訴参加、刑事の裁判官が民事の損害賠償請求の裁判も同時に行う

付帯私訴、国選被害者弁護士制度などの創設」を提案しましたが、どこからも見向きもされませんでした。しかし、この論文が契機となり、4人の被害者と知り合い、犯罪被害者の置かれた悲惨な状態を社会に知らせるためのシンポジウム「犯罪被害者は訴える」を企画したのです。

2000年1月23日、定員80人の会場に240人以上の方々詰めかけて、次々と訴える被害者の叫びは、まるで地獄絵を見るようでした。このシンポジウムに続いて、出席した犯罪被害者によって「犯罪被害者の会」（後に全国犯罪被害者の会）が設立されたのです。「犯罪被害者の権利と補償制度の確立は国の義務だが、国任せにしているはいつまで経っても実現しない。被害者自身が被害者のための制度を創ろう」と、犯罪被害者は立ち上がったのです。

3. ヨーロッパ調査

設立後、真っ先に取り組んだのは、刑事司法における権利の獲得でした。諸澤先生に紹介された白井孝一弁護士を中心に弁護士が集まり、やがて顧問弁護団に発展しました。この顧問団の活動なくしてあすの会の成果はありませんでした。

被害者問題に比較的関心を寄せる弁護士、学者、元裁判官、元検察官を集めて「犯罪被害者と刑事司法研究会」を起ち上げ、勉強会を重ねましたが、前向きな結論が出ませんでした。そこで、私は、公訴参加、付帯私訴を実施しているドイツ、フランスに出向いて実態を調査し、我が国に導入が可能かどうかこの目で確かめたいと思い、2002年9月、ドイツ、フランスに調査団を派遣しました。

両国の法律家は、異口同音に「20年前までは犯罪被害者は裁判の証拠品だった。しかし『事件の当事者』は『裁判の当事者』でもなければならぬということ、被害者を刑事手続に参加させることにした」「参加制度を作るときは反対論もあったが、実施してみると問題はなく、被害者参加は裁判の公平のためにも必要である」と言われました。また訪問の先々で「刑事司法は、被害者のためにもある」という私たちの意見に全面的に賛成して頂きました。

もっとも見たかった公訴参加の裁判は、裁判所の職員で模擬裁判を実施して下さり、同行したNHKの東大作ディレクターが録画して下さりました。

調査団は、被害者参加と公訴参加は我が国でも工夫

次第で導入できるという強い確信を抱いて帰国し、詳細な報告書を作成しました。

4. 大会決議と署名活動

この報告を受けたあすの会は、直接国民に訴えて政治を動かし、法律家の頭越しに制度を改革する方針を固めました。

その年の12月8日、公訴参加、付帯私訴の創設を求める全国的な署名活動を行う決議をし、2003年2月1日の東京・新宿駅頭を皮切りに北海道から沖縄まで1年かけて全国で街頭署名を行いました。会員には街頭署名の経験者はおらず、皆で手探りででした。

新聞、テレビ等が連日署名活動風景を報道してくれましたから、全国に周知され、被害者の間にも強い連帯感が生まれました。街頭署名以外にも、いろいろな伝手を求めて署名を集めたことは言うまでもありません。私たちの知らない方々や団体、企業が自主的に署名を集めて届けてくださいました。

大阪府堺市の市議会は、地方自治法99条による決議をして、内閣総理大臣、衆参両院議長、法務大臣等に意見書を提出して私たちの運動を支持してくださいました。これを知った私たちは地方議会に働き掛け、107の地方議会が応じてくださいました。

署名が39万63通集まった2003年7月8日、杉浦正健衆議院議員の紹介で、小泉純一郎総理大臣にお会いし、被害者の実情を訴え、制度の改革を陳情しました。被害者の実情に驚かれた総理は「それは大変だ。政府と党で取り組もう。政府は自分がやるから、党を頼む」と、同席しておられた自民党司法制度調査会会長の保岡興治先生に指示されました。この瞬間に政治が動き出したのです。

総理は、9月25日の国会の所信表明演説で「犯罪被害者の人権を尊重した捜査や裁判の実現を図ります」と力強く述べられたほか、党首討論でも決意を表明されました。

署名は、最終的に55万7215通集まり、2回に分けて森山法務大臣と野澤法務大臣に提出しました。

5. 犯罪被害者等基本法（以下基本法と略称）の成立と犯罪被害者の誕生

2004年2月10日、自民党犯罪被害者保護基本法案プロジェクトチーム責任者となられた上川陽子先生があすの会の事務所にお越し下さり、15人の被害者

にお会いいただきました。被害者の悲痛な訴えを初めて聞かれた先生は、「絶対これはやり遂げなければならない仕事だ」と決意されたそうです。

上川委員会は、国会議員だけでなく、日弁連、法務省、裁判所、警察など外部の人たちも自民党本部に集まって一緒に研究するのです。私も毎回出席して意見を述べました。特に印象に残っていることは、配布された基本構想が犯罪被害者支援を中心とするものになっているのに気づき、私が「被害者は支援の対象ではなく、権利の主体にすべきだ」と主張して改めてもらったことです。この意見が容れられて、被害者の権利を中心に構成された基本法案ができて、11月18日に衆議院は全会一致で可決、12月1日には参議院で賛成231、反対1で可決されました。

6. 基本法の内容

この法律は、30条の短い法律ですが、世界で最も優れた被害者基本法だと思っております。第3条1項は、「犯罪被害者等は、尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する」と宣言しました。被害者が、初めて権利主体として世に現れたのです。基本法の成立したこの日を、私は犯罪被害者の誕生日だと言っております。

続いて同法は、犯罪に遭ってから再び平穏な日常生活が営むことができるまで、途切れることなく支援するための18項目の施策（犯罪被害者等施策）を作成することになっていますが、その中には、損害賠償請求手続と刑事手続の有機的関連を図ること、被害者の刑事手続への参加の機会の拡充すること（2条、12条、18条）が定められております。公訴参加、付帯私訴への道が開かれたのです。

また、政府は、犯罪被害者等基本計画（以下基本計画）を作るようになっており、犯罪被害者等推進会議（以下推進会議。会長は官房長官）が原案を作り、閣議決定を経て基本計画ができていく仕組みになっております。

7. 基本計画の策定

翌年、推進会議の下に基本計画検討会が設けられ、私も委員（構成員）の1人になりました。村田吉隆担当大臣、内閣府の加地犯罪被害者等施策推進室長、神村参事官はとても熱心で、被害者や被害者団体から出されたすべての要望を258項目に整理され、これに基

づいて議論が行われました。検討会には日弁連推薦の委員もいましたが、被害者の権利を推進するどころか、訴訟参加、損害賠償命令には徹底的に反対しました。そこで、あすの会は先手を打って、訴訟参加（公訴参加）制度案要綱、付帯私訴制度案要綱、補償制度案要綱を次々に発表して議論の主導権を握り、結局法務省が、2年以内を目途に結論を出して実施することになりました。

11回の検討会を経て、12月27日に基本計画は閣議決定されました。

8. 被害者参加、損害賠償命令

法務大臣となられた杉浦正健先生は、2006年9月、公訴参加と付帯私訴について法制審議会に諮問されました。私も委員になりました。

何しろ画期的な改正ですから、日本弁護士連合会や学者の反対が多く、激しい議論が続きました。しかし基本計画で参加の方向は示されており、しかもこの制度について具体案を持っているのは、私だけです。あすの会案が叩き台となって議論が進められ、被害者参加、損害賠償命令の制度となって答申されました。

自民党と公明党の党内がまとまって、2007年3月13日に自民党・公明党の議員立法として衆議院へ上程されました。

日弁連は、あらゆる手段で反対しました。私たちも負けてはおられません。「被害者参加制度・損害賠償命令Q&A」を作成して全国の弁護士に配ると共に、顧問団弁護士による模擬裁判劇や関西の会員による人形劇などでPRに務めました。

法案は6月1日に衆議院を通過しましたが、民主党の反対で参議院が進みません。6月20日には、参議院議員の任期満了で国会は終了します。それまでに成立しなければ廃案になります。6月12日に上川陽子先生と共に安倍総理大臣に直訴したところ、総理は「どんなことがあっても、成立させます」と仰ってください、約束どおり20日に参院を通過して、法律が成立しました。

これにより被害者は、法廷の中に入り、記録を閲覧・謄写し、被告人や情状証人に質問し、論告、求刑し、国選弁護人を付け、被害者にも旅費、日当が出るようになりました。刑事の裁判官が、そのまま民事の損害賠償の裁判をする損害賠償命令の制度もできました。私が読売新聞の論壇に投稿した内容はほとんど実現し

たと言ってよいでしょう。

9. その他

その後、凶悪重大犯罪の公訴時効の廃止、延長にも取り組みました。8回にわたる法制審議会の議論を経て、2014年4月27日に法律が改正されました。改正と同時に持ち回り閣議で即日施行という異例の措置もとって頂きました。これで殺人犯が15年逃げれば天下御免という制度はなくなりました。

少年審判について少年法の改正も行い、医療観察法の制定にも関与しております。

10. 補償制度について

補償制度について申し上げます。加害者はほとんどが無資力者のため、被害者が賠償を受けられないことが多く、諸外国では国が補償制度を設けております。

あすの会結成当時に支払われた給付金は、年間5億7000万円でした。国選弁護士だけでも46億7000万円に上っているというのにです。

当時の国連費用の分担割合は、1位アメリカ、2位日本、3位ドイツ、4位イギリス、5位フランスでした。ところが犯罪被害者のために国民1人当たりが負担する金額を見ると、1位フランスの600円、2位イギリスの483円、3位ドイツ271円、4位アメリカ176円で、なんと日本はぐっと下がって8円71銭です。

国連に出す金はあっても、被害者に出す金はないというわけです。これでは「被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、必要な支援を途切れることなく受けることができる」という基本法の規定は、空文になってしまいます。

私たちは、2012年10月、生活保障型の犯罪被害者補償制度案要綱を発表し、年間約36億円の補償金額を算出しました。当時の犯給金の年間総額は、11億3000万円でしたから、この3倍の金額にすぎませんが、残念ながら今も実現しておりません。

しかし、犯給法の数次の改定により、重傷病者には3年間支払われ、家族間犯罪にも原則支払われるようになりました。

11. 会財政について

あすの会の運営は、寄付金によっております。NPO法人にして免税団体にすれば、法人からの寄付が受けやすくなりますが、それには事務所の所在地、代表者の氏名を登記公開しなければなりません。事務所等の公表を避けるため、免税団体を諦めました。

しかし、寄付金等は、正確に記帳しております。

12. あすの会の解散

設立当時は、被害者からの相談の電話、ファックスが鳴り続けており私も夜遅くまで対応しました。会員による裁判の支援傍聴も行いました。集会では、閉会



時間になっても話し続けたものです。被害者は、あすの会以外に行き場所が無かったからです。

署名活動を行った当時の会員は、最盛期で375名いましたが、18年経った今日では、連絡できる会員は275名です。被害者からの電話相談も、大幅に減っております。そこで、あすの会の役割は終わったと考えて去る3月11日の臨時大会で、本日6月3日を以て解散するとことにした次第です。

13. 今後のこと

被害者問題がすべて終わったわけではありません。では誰がこの対策を担うのか。それは、国であり、国民であります。

2009年、第13回国際被害者学シンポジウムの特別講演で、私は次の言葉で締めくくりました。「心身ともに疲れ切った犯罪被害者等が、運動の先頭に立つことは、精神的にも、経済的にも大きな負担を伴います。犯罪被害者にこのような辛い役目を負わせること

は、日本を最初にして最後にしてください。誰もが、被害者になる可能性があるのですから」と。

14. 最後に

犯罪被害者の権利と被害回復制度を目指して全国を駆け回った会員被害者は、自らが作った制度の恩恵を受けることはありません。自分たちの事件は過去のものだからです。会員はこのことを知りつつ、これからの被害者に自分たちと同じ苦しみを味わわせたくない、この一心で運動を行ってきたのです。私は、人生の晩年において、このような崇高な精神を持たれた人たちと共に運動して来られたことを、感謝し、誇りに思っております。

同時に、今までご支援くださった、歴代の総理大臣、法務大臣、関係官庁の方々、顧問弁護団、犯罪被害者を支援するフォーラムその他のの方々に対して、心から感謝申し上げます。

司法はどう変わったか

弁護士 白井 孝一

私からは、司法制度の改革についてお話しさせていただきます。

被害者参加制度ですが、平成28年までに8600人の被害者が参加を許可されました。それから、情状証人への尋問というのは1731名。弁護士に依頼をして参加をした被害者の方は6238名。その中で国の費用によって弁護士を付ける国選の被害者参加弁護士を利用になった方々は2985名という統計が出ております。

具体的にどんな風に変ったかと言いますと、被害者の方が参加を許可されると、弁護士を依頼しなければなりません。経済的に困難な方は法テラスに行き申請し、ほぼ希望通りに選定する仕組みになっております。

弁護士が選定された後、検察官のところへ行って記録の閲覧謄写という事をお願いします。最高検察庁の通達によって参加人弁護士には記録の閲覧謄写が許されることになっております。犯罪被害者の一番の願いは真実を知りたいという事でした。この裁判を待たずに記録の閲覧謄写ができるという事は大変に大きな成果であると思います。

裁判が行われる前に、公判前整理手続きと言って、ほぼ非公開で争点と証拠を整理する手続きがあります。その手続きの前後は毎回、協議を行います。その事によって裁判が始まった時に不意打ちを食らわないように、また裁判の中で必ずこういう事を検察官に言ってほしい、こういう証拠を出してほしいという事もこの協議の中で行われるようになりました。

そして、公判が始まれば参加人が直接質問します。被告人がいい加減な言い訳をして逃げようとしたり、真実を隠そうとしたり、また亡くなられた被害者の方の尊厳を傷つけるようなことを言ったりした場合に、その被害者の尊厳を守るという事、また被告人に真実を話させるという事、そして被害者が希望する刑罰を望むという事が行われるようになりました。まだまだ不十分な点、改革しなければならない点はたくさんあると思います。

私たちはこの制度を運用していくに当たって、この制度の中に込められたあすの会の願い、その心というものを忘れないようにしなければいけません。

さて、あすの会という被害者組織の第一の特徴というのは、被害者のための新しい制度を作ろうというそ